

## 近代皇室制度の形成

——副島種臣を手がかりとして——

早稲田大学教授

島 善 高

はじめに

ただいまご紹介いただきました島善高と申します。今から二十五年ほど前、私がまだ大学院生であった昭和五十四年頃、明治神宮宝物殿一階の一室に暫く通い、元号法制化の歴史を纏めるというアルバイトをやっていたことがあります。その頃、この明治神宮では各方面の著名な方々の講演会が開かれておりまして、私もそれを聞いたことがありました。しかし、それ以降、明治神宮に足を運ぶ機会が殆どなく、この度、約二十五年ぶりに参拝いたしました。懐かしく当時を思い返しました。そのような明治神宮で本日、「近代皇室制度の形成——副島種臣を手がかりとして——」と題して話をする機会を与えられまして、非常に嬉しく、かつ光栄に存じております。

さて本題に入ることにしましょう。本日ここにご列席の皆様は、いずれも皇室の歴史に造詣の深い方々ばかりで、近代の皇室制度がどのような経緯で出来上がったのか、先刻ご承知のことと思います。

いうまでもなく、近代皇室制度の骨格は、明治二十二年二月十一日制定の帝国憲法並びに皇室典範で決められました。今日、この両者は伊藤博文が主導権を握り、井上毅という法制官僚をブレーンとして作られたものであります。

その帝国憲法と皇室典範の制定過程も極めて詳細に明らかになっておりまして、いまさら事新しく述べるまでもないことであります。

従いまして、本日は、既に明らかになっている事柄には余り触れずに、従来あまり関心が払われていない、副島種臣という一人の人物に焦点を絞って、その副島が近代皇室制度の形成にどのように関わり、また皇室というものをどのように見ていたのかをご紹介したいと存じます。

## 一、副島種臣の家庭環境

副島種臣は文政十一（一八二八）年九月九日、佐賀藩の藩校弘道館の教諭、枝吉忠左衛門種彰（南濠と号す）の次男として城下の南堀端に生まれました。副島には七歳年上の兄、枝吉神陽がおりまして、幼少期からこの兄の薫陶を受けました。副島も「自分の青少年時代の思想と行動は兄の影響下にあった」と回顧しておりますので、最初に父枝吉忠左衛門及び兄神陽の思想と行動を簡単にお話ししたいと思います。詳しくは私の論文「幕末に甦る律令——枝吉神陽伝——」（小林宏編『律令論纂』汲古書院、平成十五年）をご覧ください。

枝吉家の先祖は履仲天皇朝に日本にやってきた漢の孝靈皇帝曾孫阿智王に由来し、朝廷三藏の一つである大藏を管理する職についたので、大藏を姓として賜ったといえます。そして阿智王から十三世の大宰少弐春実が藤原純友討伐に功績があったため筑紫に遷り住むようになり、その流れが佐嘉郡枝吉に住み着いて枝吉を号するようになったといえます。どこまで史実かわかりませんが、副島種臣はこのことを言い聞かせられ、そして自らも信じて育ちました。

枝吉家は先祖代々槍術師範を業として佐賀鍋島藩に仕え、足輕組頭に任じられていました。神陽・種臣兄弟の父南濠も文化九年二月、宝蔵院流槍術の目録を拝領しましたが、「吉村先生及小柳先生と云ふ朋友等が父に忠告して、貴

様は文字を知らぬでは不可じやと云ふた、そこで、父は自ら後悔して十九歳から始めて学問をして、殊とに励精して」(副島種臣「経歴偶談」、文政八(一八二五)年二月には藩校弘道館の教諭になりました。

神陽の語るところによれば、父南濠は謹慎寡黙、言は訥々としていましたが、その行動は明決で、造次顛沛の時といえども情容を見せることはなく、平生から槍法で気を養い、家庭では常に楠正成、名和長年、児島高德、菊池武時、新田義貞等の忠孝節義を話し、慷慨色に現れたといえます。

佐賀には昔から勤王思想の系譜がありました。寛文三(一六六三)年、二代藩主鍋島光茂の時、深江信深という侍が、桜井駅での楠父子訣別の甲冑像を彫刻し、これを藩主の賛同の下、佐賀郡北原村の永明寺に安置したことがあり、明和・安永の頃には服部南郭に学んだ長尾矢治馬元弼(通翁)が大弘公(七代藩主重茂)の侍講となつて活躍し、また安永・天明の頃には山県大弼の明和事件に関与した横尾紫洋がいました。因みに明治神宮の顧問である副島廣之氏は、この横尾紫洋の血を受け継いだ方でありませう。

父南濠は右の長尾通翁の影響を受けて、

日本には天子の外に君無し、君臣とは唯天子と国民との関係をいふべきのみ、然るを其他の主従関係にも猶君と称へ臣と呼ぶは、大義を誤る甚だしきものなり

との日本一君論を展開していました。

他方、母喜勢もまた賢婦人であつたらしく、神陽は「先妣藤原氏行述」の中で

子孫を酷愛すと雖も之を導くに必ず義方を以てし、苟くも過失あれば督責少なからず、(中略)口に未だ曾つて利を曰はざるなり、常に曰く、利を求むるは小人の事なり、義を求むるは士大夫の事なり、吾、婦人と雖も大体を存せざるべからざるなり、(中略)先妣と二姉一妹は、侃々乎として烈丈夫の風あり、人以て家風と為す

と描いています。

神陽・種臣兄弟はこのような両親のもとで育ちました。副島種臣が兄の神陽について

夫れ幕府の強に当るや、天下皆其の威を畏る。而るに先生は常に之を蕩覆せんことを思ひ、以らく天下は皆神武の天下、而して瓊皇の緒業せる所、故に臣として主を強逼するは、宜しく征伐の典に在るべしとす。夫れ幕府は豈に一征夷大將軍の任に在らざるか。一征夷大將軍にして以て天下を有つと爲し、其れ海外万国に臨むや、則ち常に自から大君と称す。其の僭、悪むべし。且つ此の時孰れか僭せざるや。將軍の僕隸にして藩侯と称するなり。其の輿台にして士大夫と称す。名を乱すこと殊に甚し。夫れ名正しからざれば則ち言順はず。言順はざれば則ち事成らず。天下の事を成す要は、其れ名を正すに在るか。此れ神陽先生の悲憤慷慨する所以なり。と記しているように、神陽も父の影響で徹底した日本一君主主義者として成長していました。

兄神陽は、その後、江戸の昌平坂学問所へ足掛け六年ほど、二度にわたって留学し、舎長にもなりました。そして朱子学一辺倒であった昌平坂学問所のカリキュラム改革に尽力し、古事記・日本書紀や律令格式などの日本の古典を改読むようにさせたのであります。そうして佐賀に戻って嘉永二（一八四九）年八月、弘道館の教諭となりました。

弘道館の教諭となった神陽は、ここでも大活躍し、昌平坂学問所と同じく朱子学一辺倒であったカリキュラムを改めて、日本の古典を読むようにし、弘道館史学派と呼ばれる一派を形成しました。こうして副島種臣、大木喬任、江藤新平、大隈重信など、皆さんもご承知の青年たちがその門下となったのであります。神陽は日本の古典、取り分け律令格式に詳しく、弟子たちにもこれを暗記させました。

神陽は弘道館で教える以外に、嘉永四（一八五二）年、楠正成・正行父子の忠義の精神を学ぶ楠公義祭同盟というものを結成し、毎年、正成の命日である五月二十五日にお祭りをしました。そこには有為の青年ばかりでなく、藩の有力者も参加をしました。そうして神陽の名声は次第に高まり、他の藩にも聞こえるようになりました。皆さんよくご承知の吉田松陰や平野國臣も、神陽には一目置いていました。しかし文久三（一八六三）年、不幸にもコレラに罹って

僅か四十一歳で没しました。もう少し長生きしていたら、その名はもっと知られるようになっていたでしょう。

## 二、佐賀藩時代の副島種臣

副島種臣は以上のような両親及び兄の薫陶を受けて育ちました。副島は天保五（一八三四）年、七歳の時に弘道館蒙養舎に入學しましたが、学校で習ったことは必ず父親の手ほどきで復習をし、十八歳頃には既に一端の学者気取りでありました。副島は『蒼海閑話』の中で

六歳位から本は教はつた。本を教はつても人に勝つて記憶もあると云ふ程もなかつた。唯父親が其日々習ふ所と既に習つたる本は、何巻でも毎日後讀をせられた。それで十三の年からは独りで最早左伝でも漢書でも何でも読めるやうになつた。それから十八位の時は、最早大自慢するやうになつた。学校生徒位は一人で引受けると云ふ位の調子であつた。

と語っています。

そして嘉永元（一八五〇）年、二十一歳の時に弘道館の内生寮首班となり、嘉永四（一八五二）年、二十四歳の時には兄神陽が結成した義祭同盟に参加しました。

その年の八月十日、京都及び水戸で三年間、皇学に従事することを命じられ、翌嘉永二年九月、京都に出かけました。京都では兄神陽と親しかつた国学者の矢野玄道や六人部是香、谷森外記、それに新宮涼庭らと親交を結んでいます。京都時代の種臣がどのような考えを抱いていたかは『蒼海閑話』の次の逸話で明らかであります。

新宮は殊の外此方を貴んで、三日に一度位は必ず呼んで、書生に御馳走をせられた。其私を愛する新宮涼庭が、其頃日本に有名なる與力の平塚豹齋、それから、高橋何人と云ふたか名を忘れたが、夫等の與力同心の名高い者

ばかり来るから、来いと云ふから行つて御馳走をされた。その時に、「日本に佛教が盛んにして、寺の数は四十萬か寺からあるに至りて、徒らに遊民徒食の輩ばかりである、斯の通りになつたは歴代の天皇其責に任せざるを得ず」と與力が言つた。そこで我が言ふた。「成程、然るに後光明天皇以來、佛法を殊の外御嫌ひである。さうして天下の政治を預かつて居る者は、征夷大將軍其人なり。御嫌ひの天子の思召を奉載せぬと云ふは、徳川氏責に任せざるを得ず」と斯う言ふた。さうしたらば、一坐寂然として言葉無かつた。それから客散じて新宮、我を攻めて曰く、「徳川家を罵るやうなことをして、自分の客になつて居つては、禍ひ己れに及ぶかも知れぬに依つて、注意をして貰はなければならぬ」と斯う新宮が言ふた。そこで私は愈々言ふた。「彼れ既に歴代の天皇を罵る、我れ徳川將軍を罵るに於て何かあらん」と斯う言ふた。重ねて、「君憂ふること勿れ」と言ふた。

種臣もまた、父や兄と同様、徹底した「日本一君論者」でありました。当時はまだ勤王論が盛んになる前でありました。

種臣は安政元（一八五四）年四月十九日、京都より帰国し、安政二（一八五五）年十一月八日に外生寮備闕となりましたが、安政五（一八五八）年三月十二日には再び三年間の遊学を命じられました。この二度目の遊学の時、種臣は兄神陽の勧めで京都に行き、大原重徳と面会し、禁足処分を受けました。その時のことを種臣は次のように回顧しています。

是は二度目の遊学の時に大原三位殿に会つた。さうした所が大原三位殿が曰く、堀田備中、林大学頭等既に攘夷の御承けをした。そこで是から攘夷如何すれば宜い乎否やと云ふ御尋ねであつた。そこで私曰く、攘夷の御承けは京都丈けでござらう。他は必ず御承けをせぬと思ひます。若し攘夷の御承けをされたならば幸でござらうが、御承けをしないときは如何御決心でございます、と私が論に及んだ。其頃丁度池内大学と云ふ名高い京都の学者があつた。それが座に在られたが、私かに心に驚かれた程であつた。其れから私は今の伊丹重賢、其頃伊丹藏人

と云ふた其人に、青蓮院宮に謁せんことを言ふた。伊丹藏人曰く、朝廷殊の外大事の時であるから、願はくは佐賀藩の兵を夫れとなく五十若くは百京都に入れて置いて貰いたい。そこで私も、諸生の軽はずみで承諾をした。さうして直に出る積りで一応帰つた。帰つた跡に一つの獄が起つた。頼とか梅田とか云ふ者が皆捕縛になつた。其れでもう説を藩に帰つて言はうとする所が、藩に一つの妙な風習があつた。次男三男と云ふものは士族の末席にはか置かない者であるから、自分で直ぐ建白するとか何とか云ふことは出来ない。人に依つてするより仕方がない。そこで止むことを得ずして兄に謀つた。そこで兄が閑叟公に謁見してかどうしてかで其事を述べられた。然るに其時閑叟公が申されるには、汝は氣の毒なことであつた。然れども京都に於ても慷慨義烈の士なると云ふ者は皆捕縛になつて居る最中である。故に此際我が兵ななどを上ほせると云ふ訳には固よりいかぬ。汝も亦京都に再び出たならば必ず捕縛になるばかりであるが故に、汝は我が藩を出ることは当分相成らぬ。さうして他藩の士と会うこともならない。亦文通することもならない、と言はれた。是は強ち罰と云ふ訳でもない。さうして我が兄は結句閑叟公より幾何の金など戴いたと云ふ訳である。

そして同年九月十二日、再び寮頭備闕となりました。

安政六（一八五九）年、三十二歳の時、父南濠が没し、種臣は佐賀藩士副島利忠の養子となり、弘道館国学教諭を務め、その後、文久元（一八六二）年、三十四歳の時、明善堂心得として江戸に派遣され、江戸の佐賀藩邸にいました。この年、副島は赤羽で落馬して大怪我をしています。

翌文久二（一八六二）年、副島は佐賀藩邸の役人に危険視され、四月、侍従御側役の名義で、駕籠で佐賀に戻されました。『経歴偶談』でその経緯を次のように語っています。

すると赤羽に這入る時落馬をして大怪我をして、其時分の部屋と名くべき所で養生をして居る其時に、中野方蔵と云ふ者が看病をして呉れた。其者は至つて氣性が逞ふして敏捷な者で、性質は活達たる書生であつた。（中略）

其中野方蔵なる者が看病中にちよつと風呂屋に参りますと言つて出た。さうして風呂屋で幕吏から捕縛をされた。夫れは何かと云ふと、和の宮内親王殿下御下向になるとき、和の宮を奪ふて義兵を起すと云ふて宜いか一揆を起すと云ふて宜しき乎知らぬが、其事發覺せられたるを以て、中野は捕へられて伝馬町獄中に於て毒を吞まされて暫時の中に死んだ。実に文久二年の頃で有つた。そこで鍋島邸も殊の外心配されて、序に私までも徳川政府の手に捕縛となりては大変なりと云ふので、当時旧藩主即ち今の直大公の御側と云ふ名義を特別に私に與へられて、さうして駕籠を一つ買ふて私を載せて東海道を其儘国へ返された。私は其後相変はず他藩文通禁制とか何とか云ふことであつた。故に御一新まで、私ちよつとも江戸の事は知らない。

しかし副島は、神陽の門下生たちと相変わらず会合を開いていたようです。大木喬任の日記にも、文久四（一八六四）年一月十五日に大興寺で集会を開き、そこに木原義四郎、大木喬任、副島次郎、楠田知才、伊東源蔵、小代清八、古賀一平、多伊良文治、志村源助らが出席したことが記されていますし、この会合はこの後もほぼ毎月開催されています。

この年の八月、副島は第一次長州征伐に従軍し、帰途、筑前木野瀬で大隈重信と出会い、英学習得を誘われました。そして元治元（一八六四）年、長崎に出て、蕃学稽古所（のちに致遠館と改称）の舎長となり、米人フルベッキから英学を学ぶ一方、自らも書生らに教鞭をとり、慶応二年まで長崎に滞在しました。

その後、慶応三（一八六七）年三月、大隈重信と共に脱藩上京し、原市之進に大政奉還を説きましたが、そのために謹慎を命じられることになりました。『経歴偶談』には

御一新になると云ふ前年三月一日であつたらう。私が後藤象二郎を長崎の旅館に訪ふた時に曰く、明日を以て京都に微行する積りであると。後藤が曰く、何の趣意で行くと。私は之に答へて「今の時に当つては最早幕府と云ふものも自力では到底出来ないことである。議事院等を設けられて諸藩の名士でも集められて改革でもされた方



が宜しからう。將軍職も今の儘にしては濟むまい。判然と御断はりでもされた方が宜からう、と斯う思ふが故に徳川慶喜將軍が適々京都に来て居らるるに依つて、伝手を以て物言はうと思ふて行く」と斯くの如く私が云ふた。其事は最早ちよつと死人に口無しと云ふかと云ふと、今の関義臣と云ふ男は其事を知つて居る。さうして大隈と二人り土佐の船に乗つて上京をした。上京をして其頃徳川政府の監察即ち目附役なる原市之進に面会した。原市之進は藤田東湖の甥原忠寧とも云はれたり。当時徳川政府第一等の名士なりき。此原氏に会ふて右様の話をした。初日は原の自宅で話をした。其時市之進が美事な黒羽二重の着物を着て自ら御酌をして酒を勧められた。其れから二度目に逢ふて激烈な話をした。其翌日京都の鍋島屋敷の藩士に会ふた所が、其人が申すには、丁度宜い所でごさつた。原市之進殿から暴な書生が来て暴論をする。あれは何者ぞ、と云ふ段々の問合はせでござる。そこで御帰りなさらぬならば已むを得ず捕へなければなりませんと云た。そこで私は君が捕ふるを待たずして帰りませうと云ふて佐賀に向て歸つた。然るに此時に大隈等は無罪で、私一人年が上であるものであるから佐賀に於て平直に言へば謹慎と云ふことを私に命ぜられた。此後幾ばくも無くして私は又許されて長崎に出た。処が此時私に長崎に出ると、三日目に伏見の変乱の報知が長崎に達した。そこで幕府官吏の目指す所は副島次郎にして、殊に私丈けが時々智恵が無い故に殺されるなんと云ふ注意を友人より毎度受けたこともある。原市之進は其後私共歸つた跡で暗殺に逢つた。至つて才子の名が著はれて居つた。後年に及びて私は其頃幕府に間違ひない企がある。と云ふことを西郷伯（従道）から聴いた。他無し是れは初めに長州を滅ぼす、二番に薩摩を滅ぼす、其れから佐賀を滅ぼすと云ふ。是は間違ひござらぬと言はれた。唯「ゼネラル」リセンドル等も其座に居つたに依つて其手続を聴くことはしなかつた。

とあります。

### 三、新政府草創期の副島

副島は謹慎処分を許されて再び長崎に行きましたが、その三日目に戊辰戦争勃発の知らせを聞きました。長崎には佐賀藩だけではなく、各藩から有志の者が集まっていましたから、戊辰戦争のことを聞いて、大騒ぎになりました。

長崎奉行の河津伊豆守は、奉行としての仕事を投げ出して逃亡してしまいました。しかし各国から来日している公使たちは維新のことを知らないのです、長崎は混乱状態に陥りました。そこで副島は、土佐藩から来ていた佐々木三四郎（高行）や、大村藩の楠本正隆などと相談して、長崎奉行が担当していた仕事を急場凌ぎで受け持つことにしました。

副島が他の者の勧めで各国公使と談判し、

徳川は自ら逆臣に陥られて、即ち長崎港も亦其奉行の職を棄てて逃げた。就ては今明治新政府の官吏が上国より長崎に下るまでは我々が此港の政治を保管して其政事をするから、各国の関税も滞りなく納めらるるやうに

と言ったところ、各国領事の中、特にフランスの領事などは、本国から達しがあるまでは敢て命を奉ずることはできないと返答しました。そこで副島が

本国公使から達せらるるまでは命を奉ぜぬと云ふならば、本国公使から達せらるるまでは商法をせぬと云ふ決心か。商法をする積りならば必ず命を奉ぜらるべきである

と言うと、フランスの領事も不承不承、承諾しました。

以上の経緯を京都に報告するために、副島は薩摩藩の沖という人物とともに早追で京都に行き、最初に西郷隆盛に会いました。その後、そのことを三條実美や岩倉具視にも告げると、神戸駐在のフランス公使も、矢張り一人承諾せ

ずにいるというので、副島は神戸に行つて、承諾させました。この一件を終えて、副島はいったん長崎に戻つて復命しましたが、長崎に戻つた直後、慶応四年三月十三日、朝廷より徵命があり、参与となりました。

こうして副島は新政府に出仕することになったわけです。

副島が新政府に出仕すると、早速、閏四月、福岡孝弟と「政体書」を起草することになりました。「天下ノ権力総テ之ヲ太政官ニ帰ス、則政令二途ニ出ルノ患無ラシム」云々を内容とする、皆さんご承知の有名な文書であります。この政体書は天皇を中心とする中央集権体制を具体化したものでありまして、その後の政治体制のスタートとなる記念すべき法令であります。いうまでもなくこれは奈良平安時代の律令を下敷きにしたものであります。副島がこのようなことが出来たのは、兄の神陽から律令の勉強をさせられたお蔭であります。

この政体書は立法、司法、行法のいわゆる三権分立を打ち出したもので、当時としては非常に急進的な制度でありましたために、堂上華族やら国学者やらが、西洋の翻訳本のようなものであると言つて承服をしませんでした。そこで三條や岩倉は、太政官を建てて、旧來の官名、官等に従つて再度、起草し直せと命じました。かくて明治二年七月八日に、神祇官と太政官を中心とする官制改革が行なわれました。

ただこの官制改革にも副島の主張が活かされています。それは、大臣は左右大臣のみで旧來の太政大臣を設けなかつたことです。副島は

左右大臣、此左右大臣丈けで太政大臣を置かなかつた。是はどう云ふ意味であるかと云ふと、太政大臣を置くこと権殆ど主上に迫まるに依つて、そこで御為めになるまいと云ふので左大臣を上席としたやうな訳であつた。

と語っています。

なお、明治三年、副島は岩倉に宛てて、

我皇國ノ如キ、天造ノ初メ神人未タ離レス、コノ神孫ヲ降シ以テ下土ヲ照臨シ、授クルニ神器ヲ以テス、上ミ永

ク天徳ヲ配シ、下モ博ク人心ニ附稟ス、其細其大、其上其下、其迷其着、其微其顯、造化之妙ニ非サルナク、天嗣ノ徳ニ非サルナシ、是以テ萬民亦天胤ヲ奉戴シ、敢テ無貳心所ノモノ、自ラ其本ニ報ヒ、以テ其分ヲ尽サンコトヲ欲ス、故ニ天皇ノ天下ニ於ル、時ニ朝廷ニ私スルニ非ス、偏ク天工ヲ配布シ、俯テ以テ萬民ノ依ル処ヲ定ム、萬民ノ朝廷ニ於ル、自ラ責メ自ラ致シ、仰テ以テ保全ナル所以ヲ求ムルナリ

云々で始まる「建国大躰之事」のことを建策していますが、副島は終生、日本一君主義を堅持していました。

同じ年、副島は新律綱領審査委員長となりました。これは勿論、種臣が律令の令つまり行政制度のみならず、律つまり刑法にも造詣が深かったことを示しています。この新律制定にあたっては、有名な話があります。明治二年、新律編修局を刑法官（今の司法省）内に設け、水本保太郎（成美）、長野文炳、鶴田弥太郎（皐）、村田虎之助（保）に新律取調を命ぜられました。各委員は大宝律令、唐律、明律、清律などを参酌して立案し、同年八、九月の頃に至つてその草案は出来上りましたが、参議副島種臣がこれを読誦して、草案の中に謀反、大逆の条があるのを發見して、即座に大喝し、

本邦の如き、国体万国に卓越し、皇統連綿として古來かつて社稷を覬覦したる者なき国においては、かくの如き不祥の条規は全然不必要である。速に削除せよ

と命じました。そこで委員は大逆に関する条規をすべて草案から除き去つたというのであります。

翌明治四年十一月、副島は外務卿となりました。これはこれでお話すれば興味ある事柄がたくさんありますが、本日はただ一つだけ、清国皇帝との謁見問題をご紹介しておきましょう。

明治六年二月、副島は特命全權大使として清国に赴任し、清国皇帝に謁見、日清修好条規批准書を交換して七月に帰朝しましたが、この謁見に際して、北京で一悶着ありました。

すなわち、清朝皇帝は、各国の使節と応接する際に、宮中の高御座のような高い榻の上に儼然と尊大に構えている

のに対して、各国の使節には跪坐して三拜九拜することを要求していました。このようなやり方にヨーロッパの公使たちは反発し、また清朝政府は従来の礼式に拘つたために、副島が到着した当時、ヨーロッパの公使たちはまだ誰も皇帝に謁見していませんでした。

そこで副島は、清朝政府に対して正々堂々の論争を挑み、康熙帝以来の使節を冷遇する跪拜の先例を排除させ、しかも万国公法に則つて大使は大使の礼、全権は全権の礼をするというようにせよとさせました。これによつて初めて、ヨーロッパの公使たちも清朝皇帝と謁見できるようになり、皆、副島に感謝したのであります。

帰国後、明治六年十月、副島は参議兼外務事務総裁となりますが、ご承知の征韓論で敗れて直ちに辞任しました。そして明治七年一月に愛国公党を自宅で結成し、板垣退助らと民選議院設立の建白を出しました。この建白書の草案は古澤滋が書きましたが、その眼目は君主専制ではなく、議院政治を要求するというものであります。副島はその草案を見て、

君主専制を咎むるやうなことでは拙者同意することは出来ない。抑も我輩志士が勤王と云ふのは他無し、唯君主が専制を為す能はざることを憂ひて起つたものである。即ち畏しこくも、若し我が陛下が御自身に神武天皇の御教道を遊ばされたなれば、民心悦服して奔命に狂するであらう。故に此原案の君主専制を咎むる議論には拙者は同意することを得ず

と言つて断りました。そこで板垣らは「然らば此処だけをどうなりとも書直すべきが故に同意を望む」と言つたので、副島は

然らば宜しい、君主専制の字を有司専制と改正したなら宜しかろう。蘇我馬子も有司専制に外ならず、淡海公の子孫も有司専制であつたから、今の世も往々有司専制となるかも知らぬ。故に有司専制の弊害を防御するが為めに議院を作ると云ふならば我輩も亦同意をしよう

と答えて、建白書に連署しました。

その後、副島は、明治九年九月に霞ヶ関の自宅を売却して清国へ旅立ち、途中一時帰国したようですが再び出かけ、明治十一年秋に帰国して、烏森に仮寓しました。この間の副島の思想と行動については、草森伸一氏の詳細な評伝「蕃薇香處——副島種臣の中国漫遊——」〔『文學界』平成十二年二月〕がありますので、そちらに譲ることにします。

#### 四、侍講としての副島

さて清国から帰った後、副島は明治十二年四月に宮内省御用掛、一等待講兼侍講局総裁に就任し、明治天皇と皇后に大学、中庸、書経を講義することになりました。しかし、どういう理由か、詳しくは知りませんが、副島は明治十三年に侍講を辞任しようとしています。その時に、明治天皇は次のような宸翰を賜って、副島を慰留しています。

卿ハ復古ノ功臣ナルヲ以テ、朕今ニ至テ猶其功ヲ忘レス、故ニ卿ヲ侍講ノ職ニ登庸シ、以テ朕ノ徳義ヲ磨クコトアラントス、然ルニ卿カ道ヲ講スル日、猶浅クシテ朕未タ其教ヲ学フコト能ハス、比日来、卿病瘳ニ在テ久ク進講ヲ欠ク、仄ニ聞ク、卿侍講ノ職ヲ辞シ去テ山林ニ入ントス、朕之ヲ聞テ愕然ニ堪ヘス、卿何ヲ以テ此ニ至ルヤ、朕道ヲ聞キ学勉ム、豈一二年ニ止マランヤ、将ニ畢生ノ力ヲ竭サントス、卿亦宜ク朕ヲ誨ヘテ倦ムコト勿ルヘシ、職ヲ辞シ山ニ入ルカ如キハ朕肯テ許サ、ル所ナリ、更ニ望ム、時々講説、朕ヲ賛ケテ晩成ヲ遂ケシメヨ

この宸翰を副島邸まで運んだのは土方久元ですが、副島は感激しつつも即答せず、神明に祈願を籠めた上で、翌日より病軀を冒して出勤したといえます。副島が如何に天皇から信頼されていたかを物語るエピソードであります。この後、副島は明治十四年、天皇に十二回にわたって中庸を進講し、七月には勲一等を頂戴しました。

ところで副島は、侍講として天皇皇后両陛下に講義をするばかりではなく、実際政治にもしばしば口を出しました。

十月には薩長肥政府の横暴を奏上しようと試みたため、大臣たちから非議されました。この際にも、天皇が副島を庇っています。

副島の政治的主張とは、たとえば、明治十五年四月二十一日の「副島種臣建言」（宮内庁書陵部所蔵）によれば、国政を議会中心にすること、土地私有を止め、地主の土地兼併を防いで、社会の共有とすることなどです。研究者の中には、これは副島が社会主義思想を持っていたからだという人もいますが、私は、副島のこのような発言の思想的な背景には、古代の律令法があると思うのであります。律令の背後には王土思想が横たわっています、土地はすべて公のもの、農民には班田収授といつて、六年に一度、貸与されるべきものであります（この副島の意見は「副嶋種臣君意見」として当時の新聞にも掲載されています）。何もわざわざ、「社会主義」などというムツカシイ言葉を使う必要はありません。

他方副島は、明治十六年六月十日創立の史学協会の会長心得となり、「恩」について話をしています（『史学協会雑誌』第一号、同年七月刊）。副島の主張は

我方国ニハ一姓一系ノ一天子マシマスノミ、今種臣拙者が身体髮膚之レヲ父母ニ受クル者ナリト雖モ、身体髮膚ヲ安全ニ保チ得ルハ天子ノ保護ニ依ル者ト謂フ可シ、天子ノ保護アルニ非ザレバ身体髮膚之レヲ父母ニ受クト雖モ、焉ンゾ得テ之ガ安全ナルコトヲ望マンヤ、然ラバ則我ガ身体ノ安全ナルハ 天子ノ恩ニ外ナラズ  
というものであります、副島の国体観を窺うに十分な文章であります。

同年十月二十七日、ヨーロッパでの憲法政治視察を終えて帰朝した伊藤博文は、副島や吉井友実の前で「国体論」を展開したところ、副島もこれに同意しました。伊藤の国体論の内容は詳しくはわかりませんが、吉井友実の日記には

帝室等之事ハ大ニ副島モ同論ニ而、惣テ無異存よし。副島も角ヲ折りたる

と書かれています。伊藤帰朝直後の八月二十六日、宮内省御用掛宮島誠一郎が「伊藤参議に呈する書」を出し、わが国固有の慣習に因襲した憲法を制定すべきこと、帝室と内閣の中間に一局を開き、黒田・伊地知・副島・勝・谷・後藤・吉井等の相談人を設置することを主張していますので、あるいはこれと関係があるかもしれません。それはそれとして、右の事実から、伊藤博文も、副島の存在を無視できなかったことがわかります。

## 五、宮中顧問官・枢密顧問官としての副島

副島は明治十九年二月に宮中顧問官となり、七月に当時起草されつつあった皇室法草案「帝室典則」に対して、「修正案」を建議しています。この「帝室典則」は宮内卿の伊藤博文が内大臣の三條実美に提出したのですが、この草案の第十六条に

親王諸王ノ二男以下、丁年以上ニ至レハ特旨ヲ以テ華族ニ列スルコトアルヘシ

とありまして、皇族の数を制限することが規定されています。しかし副島はこれに強く反対し、いわゆる永世皇族主義を主張しました。その主張とは次のようなものです。

当今、国家継嗣未タ広カラス、故ニ愚考案中第十八ノ款条（皇族ハ五世親尽始テ姓ヲ賜テ臣下ニ列スト雖、猶国家蠡斯ノ繁榮ヲ望ムトキハ則仍之ヲ皇族ノ内ニ置ク）ヲ照合セ御深慮之アリ度、凡廟堂秘密ノ議ニ於テ成丈皇子皇孫王族幾百モ之アランコトヲ希望致サレン事、是国家ニ対シテノ忠義大節、而乱臣賊子モ予メ覬覦ノ念ヲ塞クトキハ、則良民モ亦之カ為ニ誤ラレス、天下自然ニ幸ヲ受ルトス、左ナクシテ而徒ニ立太子ノ憲法ヲ設ルト雖、王室ハ之カ為ニ幾分ノ、徒法徒行、直ニ文飾ニ過サルノミ、若シ此条ニ御氣ヲ留メラレシ上ハ、特旨ヲ以テ華族ニ列スルノ条ハ旧例ナリト雖、御廃止然ルヘク存候、仮令貧乏ノ暮シ方致サレ候共、王族ヲ貶シテ臣下ニ列スルノ辱ニ愈ラ



スヤ、元此例ハ嵯峨天皇ノ頃ヨリ始マル、王室既ニ弱クシテ、而忠仁（良房、摂政）昭宣（基経、関白）ノ暴威權柄始テ成ル、是実ニ禍例ニシテ福例ニ非ルナリ、今日ノ注意之ヲ重シトス、今日ノ擬議之ヲ不易トス

伊藤は、この後、皇室法を抜本的に作り直すこととし、柳原前光に最初の起草を命じ、その修正を井上毅に頼みました。

この柳原と井上のうち、柳原は「帝室典則」の規定のように、皇族の数を制限する「臣籍降下」案を主張しましたが、それに対して井上は副島と同じく、永世皇族主義を主張しました。この皇族の数を制限するか、それとも永世皇族主義を採用するかは、この後も激しく意見が闘わされ、明治二十二年二月に出来上がった皇室典範では、永世皇族主義が採用されました。つまり井上毅の主張が通ったのでありますが、私は、井上が頑強に永世皇族主義を唱えた背景には、副島の意見があつたからではないかと考えています。

この頃、副島が井上毅のことを詠んだ漢詩「寄井上毅」がありますので、ご紹介しておきましょう。

肅肅和鳴鶴、秋昊上其声、吾友仕明廷、進用学所成、嘗著葛公論、發言已崢嶸、

惟君蔣琬流、深懷小心誠、懋爰加餐食、蒲柳風易生、本謂神武業、在持天下平

難しい漢詩ですが、「肅肅」とは清い、静かの意で、「秋昊」とは秋の空のことです。「吾友」は井上のことで、「葛公論」とはその井上が明治十九年か二十年頃に詠んだ「孔明自比管樂論」を指すと思われまします。「小心」とは深く敬うこと、「崢嶸」は才知の優れた様、「琬流」は貴族高官のこと、「懋」はつとめる、さかんにするの意、そして「蒲柳」とは弱い体質のことで、井上を指します。井上の活躍を期待した漢詩です。ついでに井上の「孔明自比管樂論」もご紹介しておきましょう。

儒者之不適於用也久矣、孟軻氏之後、文武之材、康濟之器、独推諸葛亮、亮学申韓刑名之術、恒自比于管仲樂毅、論者或謂其退託、余以為不然、亮一時心交之士、為司馬徽、徽之言曰、儒生俗士、豈知時務、知時務者、在乎俊

傑、視微之言、則亮之徒非宗儒可知矣、東漢之末、儒者名流、往往以虛曠為高、坐談無用、亮之徒、蓋有慨焉、退而求之戰國諸人、其功實事業、則有可觀焉、亮自比管樂、不足怪也、亮上表後主、有論安言計、動引聖人之語、蓋鑑于儒士空言之病也、夫佞聖人之道之業非儒乎、拘泥繩尺、坐談空言、乃其人之病、非儒之罪、亮所見亦偏矣、但天下之患、莫大於士大夫徒務清高、而姦豪得以專事功焉、亮見漢業不振、思有以救之、於是乎、務尚功實而踐虛曠、其存意未嘗不良、而我獨憾當時聖學失緒、雖有馬融鄭玄輩、不足以中於亮英偉之資也、嗚呼、嬴秦以後、寥寥千載、張良于前、亮于後、亮文足以驅策衆豪、武足以讐服群雄、而出以純誠、智足以洞見積弊、而不言利鈍、此其超乎不可及已、以此言之、謂亮亦不愧于儒可矣

これまた漢文になじみの薄い我々にはやや難解ですが、ここでは語釈は省略いたしました。

副島と井上との関係がどのようなものであったのか、残された史料からは十分には窺うことは出来ませんが、明治十九年十二月三日には、旧佐賀藩主の鍋島直大の招宴に一緒に参加しています。井上が憲法や皇室典範の起草に没頭していた頃であります。またこれより後のことですが、副島は明治二十四年七月に東邦協会というものを設立してその会頭となつていますが、井上もその会員となり、会報に「北海道意見」という長論文を掲載したり、同会に對して、單騎シベリアを横断して帰朝する陸軍歩兵少佐福島安正の帰朝歓迎会を催すべきことを建議したりしています。

従いまして、副島と井上は意外と近しい関係にあったのではないかと考えられます。私は、井上の皇室典範についての考えは、決して井上が一人で案出したものではなく、副島の意見なども十分に反映したものであるとみるべきではないかと思つています。如何でございましょうか。

さて、副島は明治二十一年四月に枢密顧問官となり、明治二十二年八月には鳥尾小弥太らと大隈外交を論難し、かえつて天皇より戒諭されています。また同年十月には寺島宗則、佐々木高行らと条約改正の議を枢密院に諮詢される

よう天皇に請うなど、相変わらず、實際政治にも口を出していますが、本日のテーマとは直接には関係がありませんので省略しましょう。

因みに、明治二十三年十二月二十九日、副島は特旨で金三千円を下賜されています。この時、伊藤博文は千五百円、黒田清隆は五百円でした。明治天皇の側から見れば、各人物に対する評価はこの金額に現れているといってもよろしいのではないのでしょうか。

この後、明治二十四年七月に副島は東邦協会を設立して会頭となり、九月には枢密院副議長となりました。東邦協会は明治三十一年には会員千二百余名を擁する大きな協会となりましたが、その設置趣旨は以下の通りです。

「今や宇内の実勢近隣諸邦の近状を觀察せず、而して一国の経緯を行ハんと欲す、是れ国家百年の大計を知る者にあらざるなり」「然らば東洋の諸邦、南洋の諸島、凡そ我か帝国近隣の勢状を詳かにして之を国人の耳目に慣れしむるハ今日当に務むべきの急にあらすや」

この協会には先ほども触れましたとおり、井上も加わっています。中江兆民のような人物も参加しており、実に多士済々で、副島の人望の厚かったことがよくわかります。

副島は、翌明治二十五年三月、内務大臣に任ぜられますが、六月には辞任して再び枢密顧問官となりました。このときにも面白い逸話がありますが、本日のテーマと関係がありませんので割愛します。興味のある方は丸山幹治『副島種臣伯』（昭和十一年、大日社）を覧下さい。

## おわりに

明治二十六年四月、副島が会頭を務める東邦協会に、明治天皇から金千円が下賜されました。他方、副島は、明治

二十七年十月五日、日清戦争に際して広島に設置された大本営に向いて天機伺いをし

恭シク惟ミルニ、大元帥陛下、天錫勇智行營ニ駐纛、以宵吁ノ勞ヲ躬親ラニシ、乾剛不息薄伐玁狁以テ国家ヲ光  
ニシ給フ、臣種臣等誠惶誠恐、仰感欽喜ノ至リニ堪ヘス、茲ニ敬ミテ 天機ヲ候ヒ奉ル

と述べています。この後、明治三十年二月、副島が七十歳になると、天皇より紋付・杯・酒肴料を賜りました。明治  
天皇と副島との関係が一方ならぬものであったことが窺われます。

副島は、日露戦争については一貫して主戦論でありました。旅順の二百三高地で娘婿枝吉少佐が戦死すると、

自分は征韓論以来の主戦論者だ。日露開戦前の枢府会議でも強硬論を述べた。娘婿が死んでくれたので、初めて  
世間に対し顔向けが出来る

と語り、

国のため尽くす誠の果てぞなき、天かけりても仇やうつらん

と歌ったそうです。そして明治三十八年一月三日朝、旅順降伏の報を聞くと、病軀を押しして

天皇覽賀御楓宸、萬戸旗竿昇旭新、此日敵人納降至、由来元旦是嘉辰

と書き、嗣子道正にあるだけの印を捺させました。これが絶筆で、一月三十一日に副島は亡くなりました。

以上、簡単ではありますが、副島種臣の一生を近代皇室制度との関わりで述べさせていただきました。私はかつて、  
近代皇室制度の形成過程を伊藤博文や井上毅を中心に調べたことがございますが、その後、いろいろ調べてみますと、  
副島種臣の存在が非常に大きいことがわかってまいりました。

来年（平成十七年）は副島種臣没後百周年で、副島の郷里佐賀では副島の展覧会が開かれることになっています。  
私事で恐縮ですが、私もこれを機に副島種臣の全集を慧文社という出版社から出す予定にしています。しかし、副島  
に関してはまだまだわからないことが沢山あります。副島の書についてはこれまでも多くの研究がありますけれど

も、副島の果たした政治的役割については十分解明されてはいません。従いまして、本日ご列席の方々に、何かご存知のことがございましたら、どのような情報でも結構ですので、是非お教え願いたいと存じます。

以上で、拙い話を終えさせていただきます。本日は御静聴、誠に有難うございました。

(公開学術講演会、平成十六年十月二十三日、於明治神宮参集殿)